

令和6年度  
第5回長崎地方最低賃金審議会

資 料

厚生労働省  
長崎労働局労働基準部  
賃金室

## 資 料 目 次

資料番号1	厚生労働省プレスリリース (令和6年度地域別最低賃金額答申状況) ……………	1
資料番号2-1	異議申出書 長崎県労働組合総連合 ……………	5
資料番号2-2	異議申出書 郵政産業労働者ユニオン 長崎中央郵便局支部 ……………	7
資料番号2-3	異議申出書 日本民主青年同盟長崎県委員会 ……………	9

報道関係者 各位

令和6年8月29日

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 篠崎 拓也

副主任中央賃金指導官 川辺 博之

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

**全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました**

～答申での全国加重平均額は昨年度から51円引上げの1,055円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和6年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月25日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から11月1日までの間に順次発効される予定です。

**【令和6年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】**

- ・47都道府県で、50円～84円の引上げ（引上げ額が84円は1県、59円は2県、58円は1県、57円は1県、56円は3県、55円は7県、54円は3県、53円は1県、52円は2県、51円は6県、50円は20都道府県）
- ・改定額の全国加重平均額は1,055円（昨年度1,004円）
- ・全国加重平均額51円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,163円）に対する最低額（951円）の比率は81.8%（昨年度は80.2%。なお、この比率は10年連続の改善）

(別紙) 令和6年度 地域別最低賃金額答申状況

(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

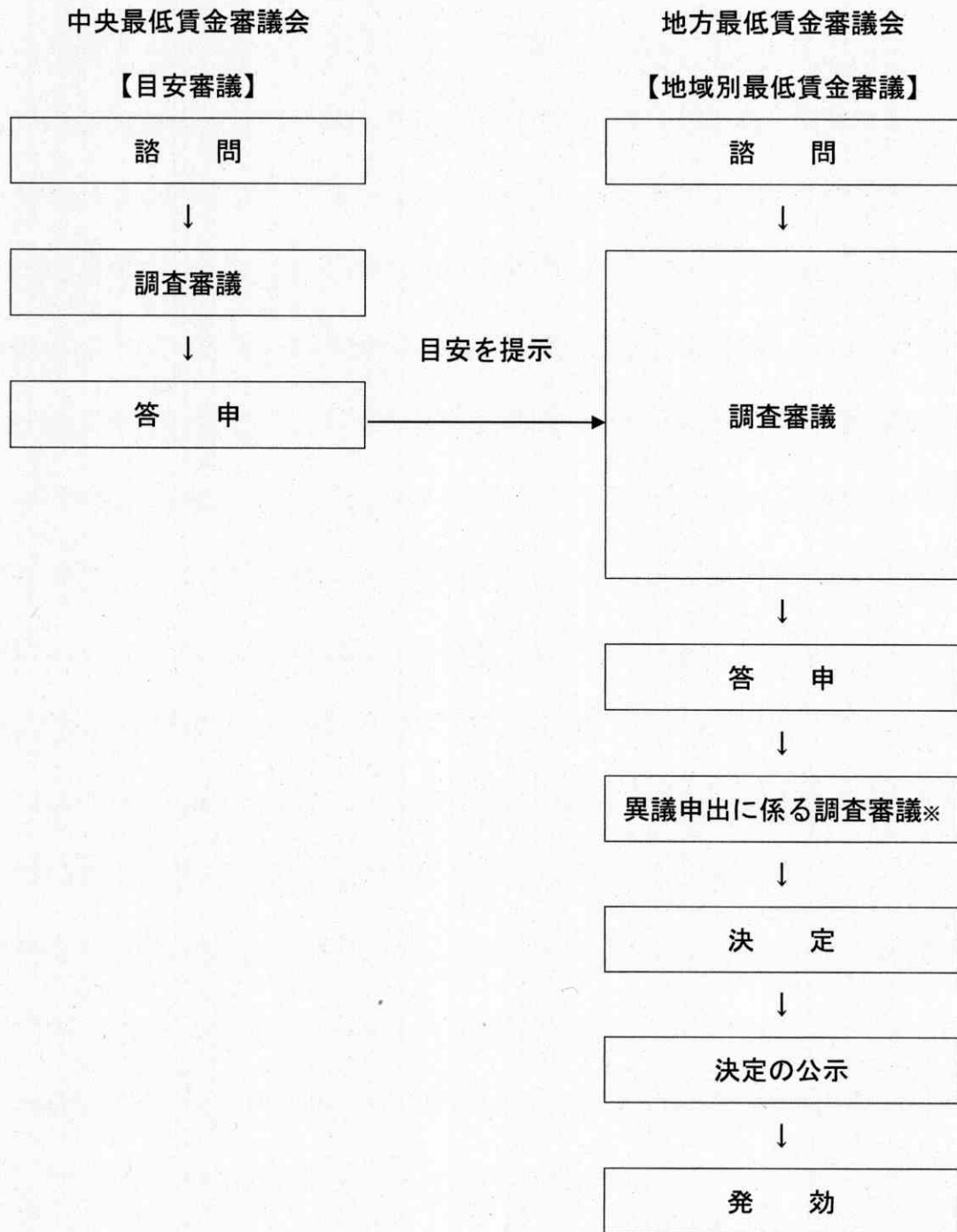
## 令和6年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	B	50	1010 ( 960 )	50	±0	2024年 10月1日
青森	C	50	953 ( 898 )	55	+5	2024年 10月5日
岩手	C	50	952 ( 893 )	59	+9	2024年 10月27日
宮城	B	50	973 ( 923 )	50	±0	2024年 10月1日
秋田	C	50	951 ( 897 )	54	+4	2024年 10月1日
山形	C	50	955 ( 900 )	55	+5	2024年 10月19日
福島	B	50	955 ( 900 )	55	+5	2024年 10月5日
茨城	B	50	1005 ( 953 )	52	+2	2024年 10月1日
栃木	B	50	1004 ( 954 )	50	±0	2024年 10月1日
群馬	B	50	985 ( 935 )	50	±0	2024年 10月4日
埼玉	A	50	1078 ( 1028 )	50	±0	2024年 10月1日
千葉	A	50	1076 ( 1026 )	50	±0	2024年 10月1日
東京	A	50	1163 ( 1113 )	50	±0	2024年 10月1日
神奈川	A	50	1162 ( 1112 )	50	±0	2024年 10月1日
新潟	B	50	985 ( 931 )	54	+4	2024年 10月1日
富山	B	50	998 ( 948 )	50	±0	2024年 10月1日
石川	B	50	984 ( 933 )	51	+1	2024年 10月5日
福井	B	50	984 ( 931 )	53	+3	2024年 10月5日
山梨	B	50	988 ( 938 )	50	±0	2024年 10月1日
長野	B	50	998 ( 948 )	50	±0	2024年 10月1日
岐阜	B	50	1001 ( 950 )	51	+1	2024年 10月1日
静岡	B	50	1034 ( 984 )	50	±0	2024年 10月1日
愛知	A	50	1077 ( 1027 )	50	±0	2024年 10月1日
三重	B	50	1023 ( 973 )	50	±0	2024年 10月1日
滋賀	B	50	1017 ( 967 )	50	±0	2024年 10月1日
京都	B	50	1058 ( 1008 )	50	±0	2024年 10月1日
大阪	A	50	1114 ( 1064 )	50	±0	2024年 10月1日
兵庫	B	50	1052 ( 1001 )	51	+1	2024年 10月1日
奈良	B	50	986 ( 936 )	50	±0	2024年 10月1日
和歌山	B	50	980 ( 929 )	51	+1	2024年 10月1日
鳥取	C	50	957 ( 900 )	57	+7	2024年 10月5日
島根	B	50	962 ( 904 )	58	+8	2024年 10月12日
岡山	B	50	982 ( 932 )	50	±0	2024年 10月2日
広島	B	50	1020 ( 970 )	50	±0	2024年 10月1日
山口	B	50	979 ( 928 )	51	+1	2024年 10月1日
徳島	B	50	980 ( 896 )	84	+34	2024年 11月1日
香川	B	50	970 ( 918 )	52	+2	2024年 10月2日
愛媛	B	50	956 ( 897 )	59	+9	2024年 10月13日
高知	C	50	952 ( 897 )	55	+5	2024年 10月9日
福岡	B	50	992 ( 941 )	51	+1	2024年 10月5日
佐賀	C	50	956 ( 900 )	56	+6	2024年 10月17日
長崎	C	50	953 ( 898 )	55	+5	2024年 10月12日
熊本	C	50	952 ( 898 )	54	+4	2024年 10月5日
大分	C	50	954 ( 899 )	55	+5	2024年 10月5日
宮崎	C	50	952 ( 897 )	55	+5	2024年 10月5日
鹿児島	C	50	953 ( 897 )	56	+6	2024年 10月5日
沖縄	C	50	952 ( 896 )	56	+6	2024年 10月9日
全国加重平均			1055 ( 1004 )	51	+1	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

## 地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催



2024年8月30日

長崎労働局長  
倉永 圭介 様

長崎県労働組合総連合（長崎県労連）  
議長 乾 哲夫  
長崎市恵美須町 2-12  
電話 095-828-6176

## 異議申出書

本年8月16日、長崎地方最低賃金審議会より、長崎県最低賃金を1時間953円と定めるようにとの意見が貴職あてに提出され、同日付け長崎労働局一般公示第4号によりその意見の要旨が公示されましたが、最低賃金法第11条第2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき、以下のとおり異議を申し出ます。

### 【異議の内容】

長崎県最低賃金を1時間953円と定めることに不服です。最低賃金で働く労働者でも「健康で文化的な最低限度の生活」ができるよう、さらに大きく引き上げてください。

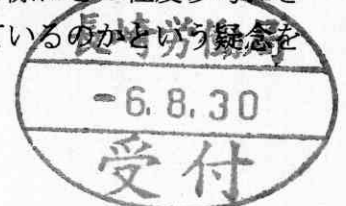
### 【異議の理由】

示された額では「健康で文化的な最低限度の生活」はできません。生計費についてのきちんとした議論が不足していると考えざるを得ません。

今回示された引き上げ額は過去最高であり、中央最低賃金審議会が示した目安額を5円上まわったことは、引き続き物価上昇の中で困窮する労働者の生活を考慮された結果であると拝察します。しかし、この引き上げ額では、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことはできません。

最低賃金法第9条第2項は、地域における労働者の生計費を考慮して最低賃金を定めることを明記し、第3項では、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」生計費について考慮することが示されています。私たち長崎県労連は、長崎県内において労働者が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な生計費について、2019年に最低生計費試算調査を実施し、若年単身者の試算結果について、その後の物価上昇やコロナ後のライフスタイルの変化等を考慮した改定を、今年7月に行いました。その内容は、長崎地方最低賃金審議会に提出した意見書でも明らかにしていますが、男性で月252,099円、女性で254,263円という金額になっています。今回の答申の時給953円では、月173.8時間働いても16万5千円余にしかありません。私たちが出した試算結果とは大きな開きがあります。

第2回長崎地方最低賃金審議会の資料を見ると、物価の動きに関わる資料はかなりありますが、生計費については、人事院及び都道府県人事委員会が出している世帯人員数別標準生計費（2023年4月）だけです。しかし、そこに示された金額は、2022年度以降物価が上昇していることが統計的にも明確であるにも関わらず、1人世帯から4人世帯までの4類型で、いずれも前年より下がっているという信じがたいものです。こうした資料が生計費を考慮する際にどの程度参考にされたのかは分かりませんが、生計費についてきちんとした議論が行われているのかという疑問を





禁じ得ません。

労働者の生計費を考慮するに当たって、物価上昇の影響を詳しく分析することが重要であることは当然ですが、憲法や最低賃金法が謳っている「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができる生計費の水準についてもしっかり議論することが必要だと考えます。月 173.8 時間働いても 16 万 5 千円余にしかない時給 953 円という金額は、生計費の水準についてのきちんとした議論が不足していると考えざるを得ません。

以 上



2024年8月30日

長崎労働局長  
倉永 圭介 様

郵政産業労働者ユニオン  
長崎中央郵便局支部  
支部長 山田 武明  
長崎市恵美須町1-1  
電話 095-826-1453

## 異議申出書

8月16日、長崎地方最低賃金審議会より、長崎県最低賃金を1時間953円と定めるようにとの意見が貴職あてに提出され、同日付け長崎労働局一般公示第4号によりその意見の要旨が公示されましたが、この答申に対し、以下のとおり異議を申し出ます。

## 【異議の内容】

長崎県最低賃金を1時間953円と定めることに不服です。

中央審議会目安に対して5円の上乗せは、私たち郵政ユニオンが求めた13円以上の上乗せに遠く及びません。最低賃金近傍で働く労働者でも「健康で文化的な最低限度の生活」ができるよう、さらに大きく引き上げてください。

## 【異議の理由】

一つ目、今回示された引き上げ額は過去最高であり、中央最低賃金審議会が示した目安額50円を5円上まわったことは、引き続き物価上昇の中で困窮する労働者の生活を考慮された結果であると拝察します。

しかし私たち郵政ユニオンが求めた13円の上乗せには遠く及びません。意見陳述の場で申し上げたように郵政最賃は1円単位の切り上げ20円を加算する制度のため、13円の上乗せならば長崎県の最賃は961円となり郵政最賃は990円になります。答申通り5円の上乗せでも8時間雇用(月に172時間勤務)の社員は60円の郵政最賃引き上げとなり、給与は10,320円増加します。一方、郵便局の内務に多い7時間雇用(月に150,5時間)勤務社員の場合、郵政最賃は答申通りだと60円の引き上げで給与は9,030円の増加にとどまります。しかし長崎県が13円上乗せしたら70円上がり月に10,535円となります。月に1万円以上給与が上がる、今の生活が少しは改善される、そんなインパクトのある最低賃金アップとなるよう13円以上の上乗せを求めます

二つ目、今回の答申の時給953円では、8時間雇用で月172時間働いても163,916円にし



かなりません。この金額で「健康で文化的な最低限度の生活を営むこと」が出来るでしょうか。

第2回長崎地方最低賃金審議会に長崎県労連が提出した意見書では、長崎県内において労働者が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な生計費は男性で月252,099円、女性で254,263円となっています。内訳としては所得税・住民税・社会保険料が53,339円。住居費が42,000円。光熱費・交通・通信費が男性の場合21,519円。女性の場合23,130円。この3つの固定的な出費項目だけで男性の場合116,858円、女性の場合は118,469円です。

最低賃金近傍で働く労働者の場合、生計費の内訳で述べた固定的な3項目を支出した残金は男性の場合で47,058円、女性の場合45,447円しかありません。税金や社会保障費が多少安くなるとはいえ、生命・医療などの保険など、他にも固定的な支出はあります。それらを除けば食費や衣服、教養・娯楽に回せるお金は4万円程度です。物価高騰が続く中、一食500円で食事をするのは困難ですが、一食500円で食事をしようとしても三食食べれば1,500円。食費だけで月に4万円を軽くオーバーしてしまいます。当たり前ながら衣服、教養・娯楽などに回すお金などありません。多くの若者は環境・居住面積等に不満を持ちながらも安いアパートに住み、格安スマホを利用し、冷暖房費を削って生活費を抑えることを余儀なくされています。

食べていくのに精一杯の生活が「健康で文化的な最低限度の生活」と言えるでしょうか。私たちが考える健康で文化的な最低限度の生活とは、毎日三食、食事代を気にせずご飯を食べ、暑い時には冷房を、寒い時には暖房を気兼ねなく使用できる。余暇を楽しむために休日を心待ちに出来る生活です。休日はお金を使わないために出来るだけ外出しない生活、休日にはダブルワークを課す生活など論外です。

最低生計調査で必要とされた男性252,099円、女性254,263円は8時間雇用の場合、最低賃金が1500円であれば賄うことが出来ます。私たちはこの調査結果をもとに1,500円の最低賃金を求めています。今回の答申は過去最高の引き上げとなりますが、それでも1,500円には547円の差があります。1,500円になるためには、今回の引き上げペースだと11年もかかります。答申金額の953円では到底納得できません。

長崎県ではパート・アルバイト社員のみならず、零細企業では正社員も時給換算すると最低賃金近傍で働いている労働者が多くいます。全ての労働者が「健康で文化的な最低限度の生活」を送れるように最低賃金を大幅に引き上げるようにさらに努力されることを強く求めます。

三つ目、長崎では最低賃金審議会の議論において、毎年いくら引き上げるかという視点のみで議論をしているように思います。今必要なのはいくら引き上げるかではなくいくら必要かの議論です。福岡など他県に若者が多く転出し、地域の衰退が止まらない長崎に若者をつなぎとめ、呼び戻したいという想いはあるのでしょうか。想いがあるならば常識的な最低生計費の算出を行い、算出された生計費をまかなうには最低賃金がいくら必要であるか、そしてその最低賃金に達するために必要な毎年の最低賃金引上げプロセスを示す必要があります。

「5年後には最低賃金が1,500円になる」このような見通しがあって初めて文化的な生活が送れると考えます。

最低賃金の大幅な引き上げ、そして最低賃金を1,500円とするまでのプロセスを明らかにするように求めます。

以上

2024年8月30日

長崎労働局長 倉永 圭介 様

日本民主青年同盟長崎県委員会  
県委員長 筒井涼介

## 2024年度長崎県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

本年8月16日、長崎地方最低賃金審議会より、長崎県最低賃金を1時間953円と定めることが貴職あてに答申され、同日付け長崎労働局一般公示第4号によりその意見の要旨が公示されましたが、最低賃金法第11条第2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき、以下のとおり異議を申し立てます。

## 記

1. 長崎県最低賃金を1時間953円と定めることに対し不服を申し立て、最低賃金の大幅な引き上げを行うよう再審議を求めます。
2. 県内の労働者や家族の生計費を確保する最低賃金の水準、全国一律最低賃金制度、その実現を保障する中小企業支援策などについて議論を尽くすことを求めます。

## 【異議の理由】

昨年度898円と比較して55円の引き上げとなり、これは近年としては画期的結果です。しかし、物価高騰などが続く中で、55円の引き上げでは生活改善となりません。憲法25条で保障されている健康で文化的な最低限度の生活の観点から見て、55円引き上げでは納得も安心も得られません。

また、都道府県ごとの最低賃金の差は埋まっておらず、最低賃金の高い都市部を中心に人口流出を食い止める力になっていないのではないのでしょうか。全国一律最低賃金制度の実現が今こそ必要です。

今回の答申案では、過去最高の引き上げ額となっていますが、引き上げに伴う具体的な企業側への支援パッケージ策が提示されていないように思います。

ここ数十年、高い賃金や豊富な求人を理由に他県へ転出する長崎県内の若年層が増加し続けています。この傾向がずっと続くならば、県内の産業や地域が衰退することになりかねません。長崎県内でも希望を持って働き、暮らし続けられる環境をつくるのが長崎県の発展につながります。

以上の理由から、日本民主青年同盟長崎県委員会として今回の答申について、長崎地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。

以上

